

厚生労働大臣が定める疾病		医療保険優先適用(介護保険よりも優先) 医療保険過当たり訪問回数限度無し(医療保険は週3回限度だが、その限度無し。介護保険ではプランさえあれば何回も可能) 医療保険日当たり訪問回数限度無し(医療保険は日1回限度だが、その限度無し。介護保険ではプランさえあれば何回も可能)		
特定疾病研究事業		介護保険・医療保険の訪問看護の自己負担無し(公費負担) 通所リハなど他介護保険サービスは非該当で自己負担有り。入院・外来などは収入により一部自己負担も有りえる)		
	保険	負担	疾患名	
○	○	医療保険適応	自己負担なし	パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症・パーキンソン病(重症度3以上、障害度ⅡⅢ))
○	○			多系統萎縮症(線条体黒質変性症・オリブ橋小脳萎縮症・シャイドレーガー症候群)
○	○			筋萎縮性側索硬化症(ALS)
○	○			脊髄小脳変性症(SCD)
○	○			多発性硬化症(MS)
○	○			重症筋無力症
○	○			ハンチントン病
○	○			スモン
○	○			プリオン病
○	○			亜急性硬化性全脳炎
○				医療保険適応
○		頸髄損傷		
○		人工呼吸器を使用している状態		
○		末期の悪性腫瘍		
○		後天性免疫不全症候群		
	○	介護保険適応	自己負担なし	悪性関節リュウマチ
	○			後縦靭帯骨化症
	○			広範脊柱管狭窄症
	○			突発性大腿骨頭壊死症
	○			強皮症・皮膚筋炎・多発性筋炎
	○			ベーチェット病
	○			全身性エリテマトーデス
	○			潰瘍性大腸炎
	○			モヤモヤ病
	○			突発性間質性肺炎
	○			再生不良性貧血
	○			サルコイドーシス
	○			突発性血小板減少性紫斑病
	○			結節性動脈周囲炎
	○			ビュルガー病
	○			大動脈炎症候群
	○			天疱瘡
	○			クローン病
	○			難治性肝炎のうち劇症肝炎
	○			アミロイドーシス
	○			ウエゲナー肉芽腫症
	○			突発性拡張型心筋症
	○			表皮水疱症
	○			膿疱性乾癬
	○			原発性胆汁性肝硬変
	○			重症急性膵炎
	○			混合性結合組織病
	○			原発性免疫不全症候群
	○			網膜色素変性症
	○			原発性肺高血圧症
	○			神経線維腫症ⅠⅡ型
	○			バットキアリ症候群
	○			突発性慢性肺血栓塞栓症
	○	ライソゾーム病		
	○	副腎白質ジストロフィー		
15	45	※注意 多発性脳梗塞などによる、いわゆるパーキンソン症候群は「非該当」 ※注意 交通費は全疾患とも自己負担		